

不当労働行為事件の審査の状況

(令和6年上半期(1月～6月))

1 取扱状況

令和6年上半期の係属事件は3件で、いずれも前年からの繰越しによるものであった。

(単位：件)

年	区分	係属件数			最終結件数	継続(繰越し)
		前年繰越し	新規申立て	計		
2		2 (2)	— (2)	2 (4)	— (1)	2 (3)
3		3 (3)	2 (2)	5 (5)	1 (2)	4 (3)
4		3 (3)	— (—)	3 (3)	2 (2)	1 (1)
5		1 (1)	1 (3)	2 (4)	— (1)	2 (3)
6		3	—	3	1	2

(注) 括弧書は、通年の件数

2 最終状況

令和6年上半期に最終結した事件は1件で、棄却によるものであった。

(単位：件)

年	区分	取下げ・和解				命令・決定					計
		取下げ	無関与 和解	関与 和解	小計	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	
2		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (1)	— (—)	— (—)	— (1)	— (1)
3		— (—)	— (—)	— (1)	— (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	1 (1)	1 (2)
4		— (—)	— (—)	1 (1)	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	1 (1)	2 (2)
5		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (1)	— (—)	— (1)	— (1)
6		—	—	—	—	—	—	1	—	1	1

(注) 括弧書は、通年の件数

無関与和解：当事者の自主的な交渉により解決したもの

関与和解：労働委員会が関わった交渉により解決したもの

3 最終事件の概要等

最終 状況	申立ての概要	申 立 日	調査	終 結 日	審 査 期 間	命令の概要
			審問			
棄 却	申立外の多数派組合が受けている組合活動への便宜供与(離職費扱い※)を、申立人が受けられないことが不当労働行為に当たるとして申し立てられたもの ※就業時間中に組合活動に従事する組合員から賃金を控除しないが、組合が離職費として賃金の一定割合を被申立人に戻し入れるもの	令 5 ・ 4 ・ 12	3 回	令 6 ・ 5 ・ 22	1 年 2 箇 月 (407 日)	使用者には複数組合に対する中立保持義務があり、合理的理由なく一方組合のみに便宜供与を行うことは、不当労働行為となる。当事者間の交渉経緯及び内容を検討すると、申立人の交渉態度は合意形成に向けた努力を行ったものとはいえず、合意が成立していない主たる原因は申立人にあるから、被申立人が離職費扱いを実施していないことには合理的理由がある。
			2 回			